

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

商業統計調査は、卸売・小売業を営む事業所の分布状況や販売活動を把握することにより、商業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）及び商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）による。（指定統計第23号）

3 調査の期日

平成19年6月1日現在

なお、これまでに実施した商業統計調査の年次別の調査期日は次のとおりである。

回	調査年次	調査期日	種 別	回	調査年次	調査期日	種 別
1	昭和27年	9月1日	①	15	昭和57年	6月1日	①
2	昭和29年	9月1日	①	16	昭和60年	5月1日	②
3	昭和31年	7月1日	①		昭和61年	10月1日	③
4	昭和33年	7月1日	①	17	昭和63年	6月1日	②
5	昭和35年	6月1日	①		平成元年	10月1日	③
6	昭和37年	7月1日	①	18	平成3年	7月1日	②
7	昭和39年	7月1日	①		平成4年	10月1日	③
8	昭和41年	7月1日	①	19	平成6年	7月1日	②
9	昭和43年	7月1日	①	20	平成9年	6月1日	②
10	昭和45年	6月1日	①	21	平成11年	7月1日	②※
11	昭和47年	5月1日	①	22	平成14年	6月1日	②
12	昭和49年	5月1日	①	23	平成16年	6月1日	②※
13	昭和51年	5月1日	①	24	平成19年	6月1日	②
14	昭和54年	6月1日	①				

注：表中の①②③は、次の調査種別を表す。

①卸売・小売業・飲食店 ②卸売・小売業 ③飲食店

※調査項目を簡略化した簡易調査を実施

4 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類J－卸売・小売業」に属する事業所。

公営、民営の事業所を対象としている。例えば、会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店など）も調査の対象としている。

また、有料の公園、遊園地、テーマパーク、駅の改札内、有料道路内にある別経営の事業所についても調査の対象としている。

ただし、上記以外の劇場内、運動競技場内など、料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は、調査の対象としていない。

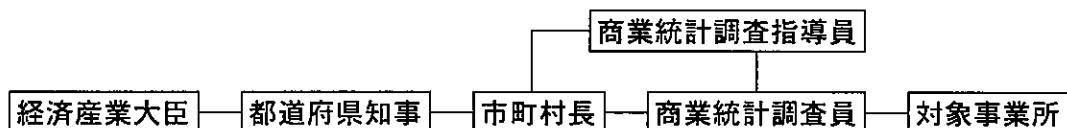
なお、次に該当する事業所等については、平成16年に実施した簡易調査と取り扱いが異なっている。

- 駅の改札内、有料道路内にある別経営の事業所を調査の対象とした。

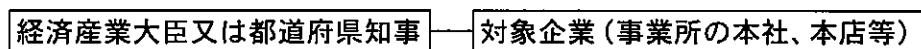
5 調査経路、調査方法

調査経路及び調査方法は次のとおり。

- (1) 事業所が自ら調査票に記入する方法（自計申告方式）による調査員調査方式



- (2) 企業の本社等が傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省又は都道府県に直接提出する本社等一括調査方式



6 主な用語の説明

- (1) 事業所

商業統計調査での事業所は、原則として一定の場所で「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれるものをいう。

有体的商品には、土地・建物などの不動産及び株券、商品券などの有価証券は含まれない。

- (2) 卸売業

卸売業とは主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋等に販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

- ⑤ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多いても同種商品を販売している場合は修理業とせず、卸売業とする。）
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）

一般的に買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

- (3) 小売業

小売業とは主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人用（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所（修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は、修理業とせず小売業とする。）
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例：菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐店、調剤薬局等
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所（官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で、他の事業者によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類する。）

(4) 法人

会社組織（株式、有限、合資、合名）、生活協同組合のほか、会社以外の法人等（企業組合、農業協同組合、財団法人、地方公共団体が経営する事業所など）をいう。

(5) 個人

個人経営の事業所をいう。

(6) 従業者及び就業者

従業者とは、平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。

就業者とは、従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ、「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1ヶ月を超える期間を定めて雇用された者

ウ 平成19年4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

- ⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。

- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

(7) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券などの有価証券の販売額は含まれない。

(8) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(9) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有している全ての手持ち商品額（仕入時の原価による）。

(10) セルフサービス方式採用の事業所（小売業のみ）

売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所をいう。

セルフサービス方式とは以下の条件をすべて満たしている場合をいう。

- ① 商品が無包装のまま、あるいはプリパッケージ（消費単位に合わせてあらかじめ包装）され、値段がつけられていること
- ② 店に備え付けられている買い物かご、ショッピングカートなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
- ③ 売場の出口などに設けられた精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

(11) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂、作業所、事務室、倉庫、屋外展示場等は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(12) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

また、収容台数とは、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていない。

(13) チェーン組織（小売業のみ）

フランチャイズ・チェーンに加盟している事業所とは、他の事業所（フランチャイジー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイジーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

ボランタリー・チェーンに加盟している事業所とは、同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

(14) 電子商取引（法人事業所で単独事業所または本店のみ）

電子商取引とは、「商取引（＝経済主体間での財の商業的移転に関する受注発注者間の物品、サービス、情報、金銭の交換）のうち、物品の受発注に係る業務について一部でもコンピュータを介したネットワーク上（インターネットを含む）で行っていること」をいう。

商業統計調査での電子商取引は、年間商品仕入額、年間商品販売額に占める電子商取引の割合が1%以上のものについて集計している。

なお、この項目は、法人事業所で単独事業所または本店のみ調査している。

7 産業分類の格付

(1) 一般的な産業分類の格付

数種類の商品を販売している事業所の産業分類は原則として次の方法により決定する。

① 卸売業、小売業の決定

年間商品販売額のうち、卸売業、小売業それぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって卸売業か小売業かを決定する。

② 産業中分類の決定

卸売業か小売業のいずれかに決定後、それぞれの商品分類番号の上位2桁で販売額を合計し、最も多いものによって中分類業種を決定する。

③ 産業小分類の決定

その中分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位3桁で販売額を合計し、最も多いものによって小分類業種を決定する。

④ 産業細分類の決定

さらに、小分類に属する商品のうち、商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決定する。

(2) 例外的な産業分類の格付

例外的な産業分類の格付けを行っているものは、次のとおりである。

① 「4911 各種商品卸売業（従業者が100人以上のもの）」

3財（生産財、資本財、消費財）にわたる商品を販売していて、各財別の販売額が卸売販売額の10%以上で、従業者が100人以上の事業所。

ただし、次の事業所を除く。

ア 3財にわたる商品を扱っていても、生産財の扱い商品が「524 再生資源卸売」のみの場合、また、消費財の扱い商品が「549 その他の卸売」のみの場合。

イ 都道府県経済農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会、スーパーの本部又は本店、生活協同組合本部など（米麦卸、食料品卸、生活用品卸という商品の性格上販売活動が特定化しているもの）。

② 「4919 その他の各種商品卸売業」

3財（生産財、資本財、消費財）にわたる商品を販売していて、各財の販売額が卸売販売額の50%未満で、従業者が100人未満の事業所。

③ 「5511 百貨店、スーパー」

衣食住にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満で、従業者が50人以上の事業所。

④ 「5599 その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」

衣食住にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の50%未満で、従業者が常時50人未満の事業所。

⑤ 「5711 各種食料品小売業」

「57 飲食料品小売業」の小分類572から579までのうち、3つ以上の中分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%未満の事業所。

(6) 「5791 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」

「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用していて、売場面積が30m²以上250m²未満で、営業時間が14時間以上の事業所。

(7) 「6091 たばこ・喫煙具専門小売業」

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上の事業所。

ただし、90%未満の事業所は、たばこ・喫煙具以外の商品の販売額によって格付けする。

8 その他

(1) 統計表中の記号について

「X」 ----- 事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の事業所の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿したことを示したもの。

なお、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

「0.0」 ----- 四捨五入による単位未満のもの

「-」 ----- 該当数値がないもの

(2) 統計表中の「不詳」は、当該項目について調査を行っていない事業所を表している。

(3) 構成比等については、単位未満を四捨五入しているので、総数と内訳の合計が一致しないことがある。

(4) 「従業者1人当たりの年間商品販売額」は、従業者のいない事業所（臨時雇用者や出向・派遣受入者のみで営業）を除いて算出する。

また「従業者1人当たりの年間商品販売額」の従業者数は、「パート・アルバイト等」を8時間換算したものを用いている。

(5) 統計表第6表（会社の資本金階級別事業所数、従業者数、年間商品販売額、商品手持額）の対象事業所は法人の本社のみを用いている。

(6) この結果内容は県独自で集計したものであり、経済産業省から公表されるものと相違することがある。

この結果報告についての問い合わせ先

山梨県企画部 統計調査課 商工業担当

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

TEL 055-237-1111（代表）

TEL 055-223-1343（直通）